

7. 産業廃棄物の不適正処理事案等について

1 事業の概要

(1) 安全性確認調査

過去に産業廃棄物が不適正処理された11事案について、平成16年度から18年度までの3年間で、生活環境保全上の支障の有無等を把握するための安全性確認調査を実施しました。

この調査結果により、生活環境保全上の支障又はそのおそれが認められた事案については、原因者等に措置命令を発出するとともに、原因者が措置を講じない場合等には、行政代執行による措置を講じています。

現在、安全性確認調査を実施した11事案のうち7事案について、水質等の定期的な継続調査（モニタリング）を実施し、その結果を地元の方々と情報共有しています。

(2) その他の事案

安全性確認調査以前から行政代執行中の桑名市五反田事案と安全性確認調査以降に判明した津市芸濃町事案や桑名市源十郎新田事案についても、併せてその是正に取り組んでいます。

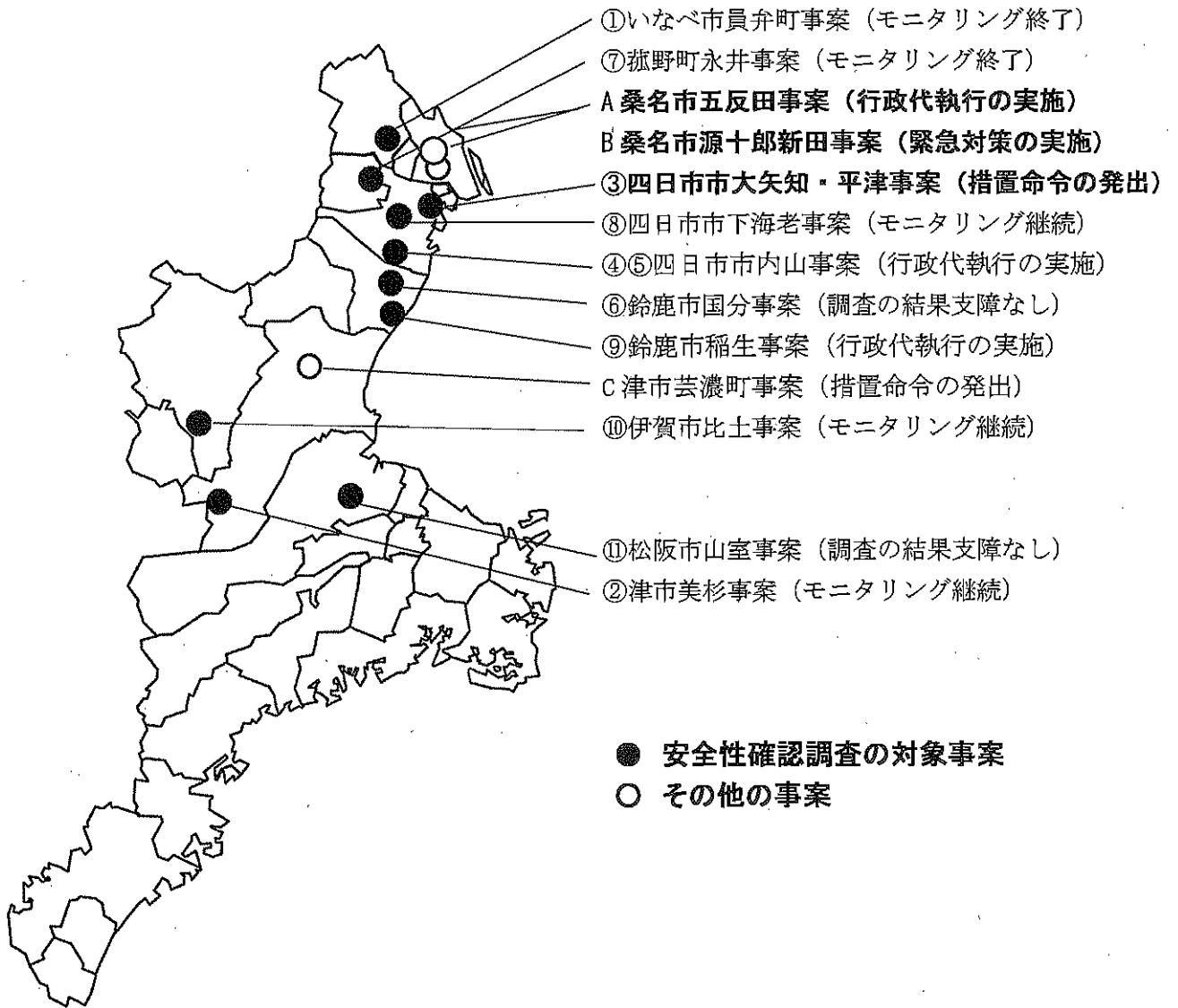
(安全性確認調査事案)

	事案名 (調査実施順)	措置命令	行政代執行	市町補助	モニタリング	備 考
①	いなべ市員弁町				終了	
②	津市美杉町			実施済	継続中	
③	四日市市大矢知・平津	発出			継続中	措置命令履行指導中
④	四日市市内山	発出	実施中		継続中	
⑤						
⑥	鈴鹿市国分			実施済	—	※環境基準に適合
⑦	菰野町永井				終了	
⑧	四日市市下海老				継続中	
⑨	鈴鹿市稲生	発出	実施中		継続中	
⑩	伊賀市比土				継続中	
⑪	松阪市山室				—	※環境基準に適合

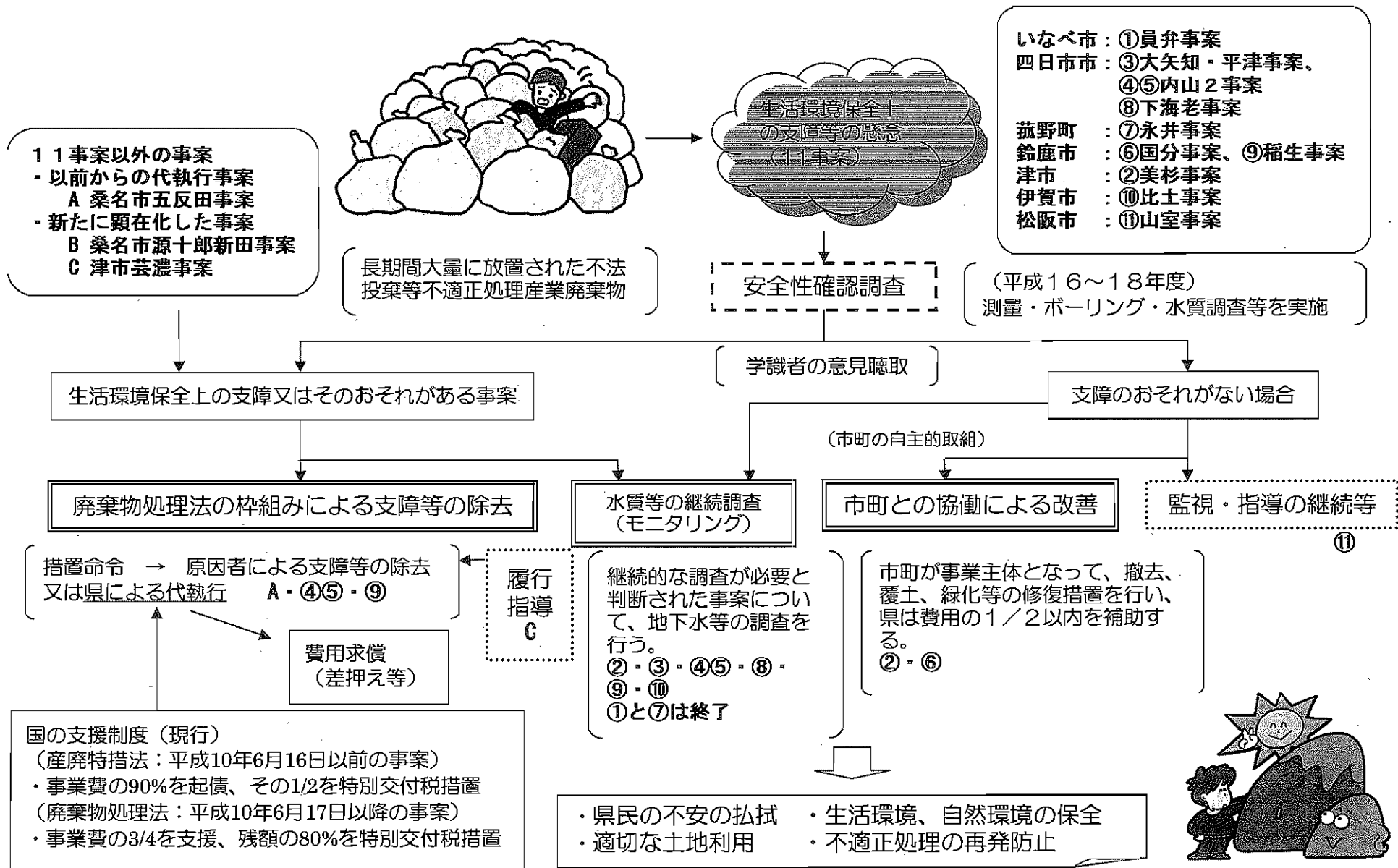
(その他の事案)

	事案名	措置命令	行政代執行	備 考
A	桑名市五反田	発出	実施中	安全性確認調査以前からの代執行事案
B	桑名市源十郎新田			安全性確認調査以後に顕在化した事案 応急対策・緊急調査・緊急対策を実施
C	津市芸濃町	発出		安全性確認調査以後に顕在化した事案 措置命令履行指導中

不適正処理事案位置図



【参考1】産業廃棄物不適正処理事案是正の事業体系



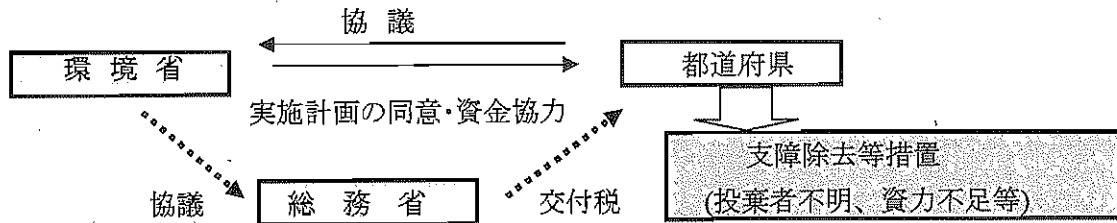
【参考2】 産業廃棄物の不法投棄等への原状回復支援事業について

1. 産廃特措法に基づく国の支援制度

平成10年6月16日以前に発生した産業廃棄物の不適正処理事案に係る行政代執行に関しては、産廃特措法による支援制度が設けられています。同法は平成15年5月に10年間の時限立法として制定されたもので、平成25年3月31日に失効します。

このことから、同法の延長等を国に要望しているところです。

産廃特措法に基づく制度の枠組み(H10.6.16以前)



○変更前（平成18年3月31日まで）

旧制度 総事業費＝補助金＋起債（補助裏の70%）＋自主財源			
補助金 (33～50%)	自主財源 (補助残の30%)	起債充当額(補助残の70%)	
		非措置額	措置額(50%)

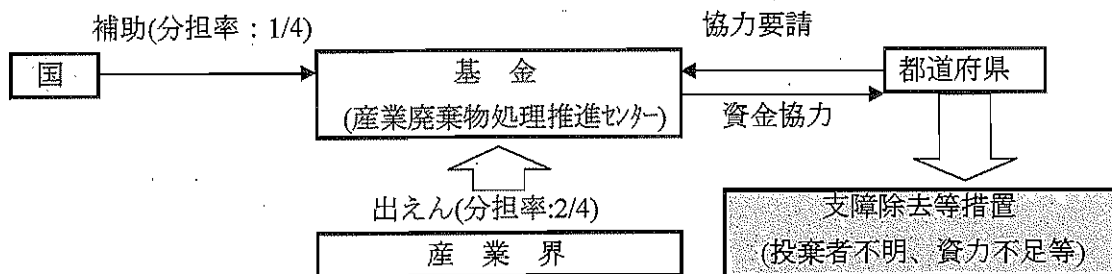
○変更後（平成18年4月1日以降）

総事業費＝起債対象額＋自主財源			
自主財源 (10%)	起債充当額(90%)		
	非措置額	特別交付税措置額(うち50%)	

2. 廃棄物処理法に基づく支援制度

廃棄物処理法に基づく基金支援制度は、平成10年6月17日以降に発生した事案に対して、産業廃棄物適正処理推進基金をもとに(財)産業廃棄物処理事業振興財団が支障除去等に必要事業費の一部を支援します。

廃棄物処理法に基づく基金の枠組み(H10.6.17以降)



総事業費＝基金からの支援＋特交措置＋自主財源		
基金からの支援 (国の補助金＋産業界の自主的な出えん) 事業費の3/4を支援	補助裏1/4の80%を 特別交付税措置	自主財源 (5%)

7-1 桑名市五反田事案

1 これまでの経緯

(1) 概要

桑名市において、平成7年頃に産業廃棄物処理業者が嘉例川近くの山林に廃油等の不法投棄を行い、揮発性有機化合物（VOC）により周辺の地下水が汚染された事案。

- ①原因者 : (株)七和工業 代表取締役 佐藤敏之
東員町大字中上 403-1
- ②時期 : 平成7年4月から平成8年3月頃
- ③場所 : 桑名市大字五反田字多々星 1701 番 (山林)
- ④規模 (面積等) : 2,906m²/約 27,000m³
- ⑤不適正処理の内容 : 山林であった場所を最大で深さ約 15m まで掘削し、不法投棄がなされた。
- ⑥支障等の状況 : VOC により地下水が汚染され、拡散により嘉例川及び員弁川に流入した場合、水道水源や農業用水の利水、内水面漁業に支障を生じるおそれがある。
- ⑦代執行費用等 : 代執行費用 (求償額) 1,583,629,469 円 (平成 22 年度末)
原因者からの納付額 3,139,101 円 (平成 22 年度末)

(2) 現状 (背景)

平成 13 年 6 月から VOC による汚染地下水の拡散防止と地下水浄化の行政代執行に着手し、平成 19 年度末には汚染地下水を目標レベルまで浄化しましたが、平成 21 年 11 月の環境省告示で地下水の環境基準が新たに設定された 1,4-ジオキサン*を調査したところ、平成 21 年度末にその汚染が判明しました。

そのため、平成 23 年度から産廃特措法に基づく財政支援 (平成 23 年 3 月 18 日付け環境大臣同意) を得て緊急的に 1,4-ジオキサンに係る汚染地下水の拡散防止措置を講じることとしています。

期間 : 平成 23 年 4 月～平成 25 年 3 月

事業費 : 3 億 5 千 2 百万円

事業内容 : 既設水処理施設整備における 1,4-ジオキサン処理機能の増設と汚染地下水の揚水による汚染拡散防止措置

支援内容 : 事業費の 90%が起債対象となり、起債額の 50%が交付税措置

※1,4-ジオキサン

無色透明で可燃性の液体であり、合成皮革用・有機合成反応用の溶剤、塩素系溶剤の安定剤として広く利用されているほか、家庭用の洗剤にも含まれている合成有機化合物で発がん性が疑われる物質とされています。

(3) 課題

緊急対策は汚染地下水の拡散防止を目的とした対策であり、汚染源の浄化対策ではないことから、技術的に支障等除去の確実性が高く、経済性も考慮した恒久対策を検討する必要があります。

2 平成23年度（今後）の取組内容（取組方針）

平成23～24年度は、1,4-ジオキサンの汚染拡散防止を目的とした緊急対策を実施するとともに、恒久対策について、技術的にも経済的にも合理的な工法の検討を進め、平成24年度には、産廃特措法の支援を得るための恒久対策に係る実施計画の国協議を進める予定です。

【参考：主な経緯】

平成7年12月	地域住民から山林に廃棄物埋め立ての疑いがある旨の通報
平成9年10月	桑名市から農業集落排水処理施設の建設現場において、汚水浸出の通報があり、調査の結果、(株)七和工業の自社処分場と称する場所が発生源と判明
平成10年5月	(株)七和工業に対し、「観測井戸の設置、地下水等の水質調査の実施」などの措置命令を発出
平成11年3月	収集運搬業及び処分業の許可取り消し
平成12年12月	(株)七和工業に対し、「汚染の拡散防止、汚染の浄化措置」などの措置命令を発出
平成13年6月	行政代執行に着手
平成13年11月	佐藤敏之（代表取締役）、伊藤誓（元従業員、土地提供者）に対し措置命令を発出
平成14年9月	汚染拡散防止対策工事（鉛直遮水壁等）完成
平成15年6月	汚染地下水揚水浄化施設本格稼働
平成20年3月	産廃特措法に基づく実施計画の目標を達成し、支障除去等事業を終了
平成21年11月	地下水・公共用水域の環境基準に1,4-ジオキサンが追加設定
平成22年3月	1,4-ジオキサンによる汚染の判明
平成22年6月	(株)七和工業、佐藤敏之（代表取締役）、伊藤誓（元従業員、土地提供者）に対し1,4-ジオキサンに係る支障除去として「地下水汚染源となる廃棄物の撤去、汚染地下水の浄化」の措置命令を発出

桑名市五反田事案

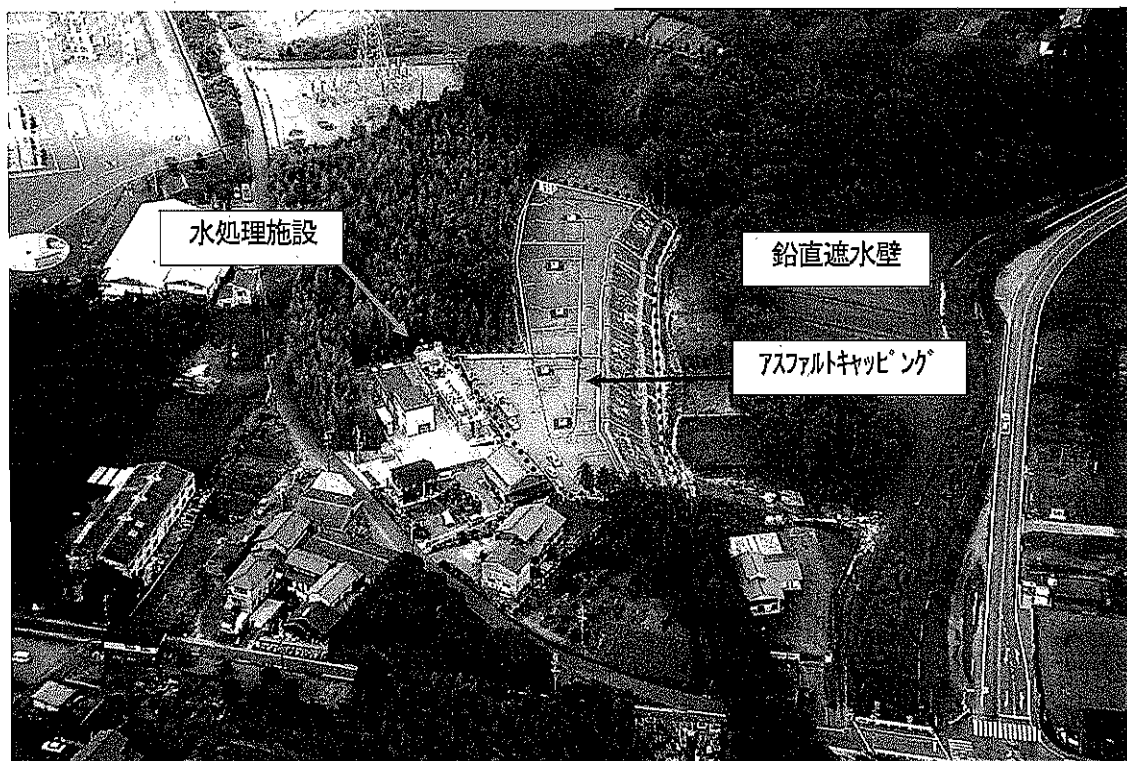


写真1 これまでの行政代執行による措置状況（航空写真）

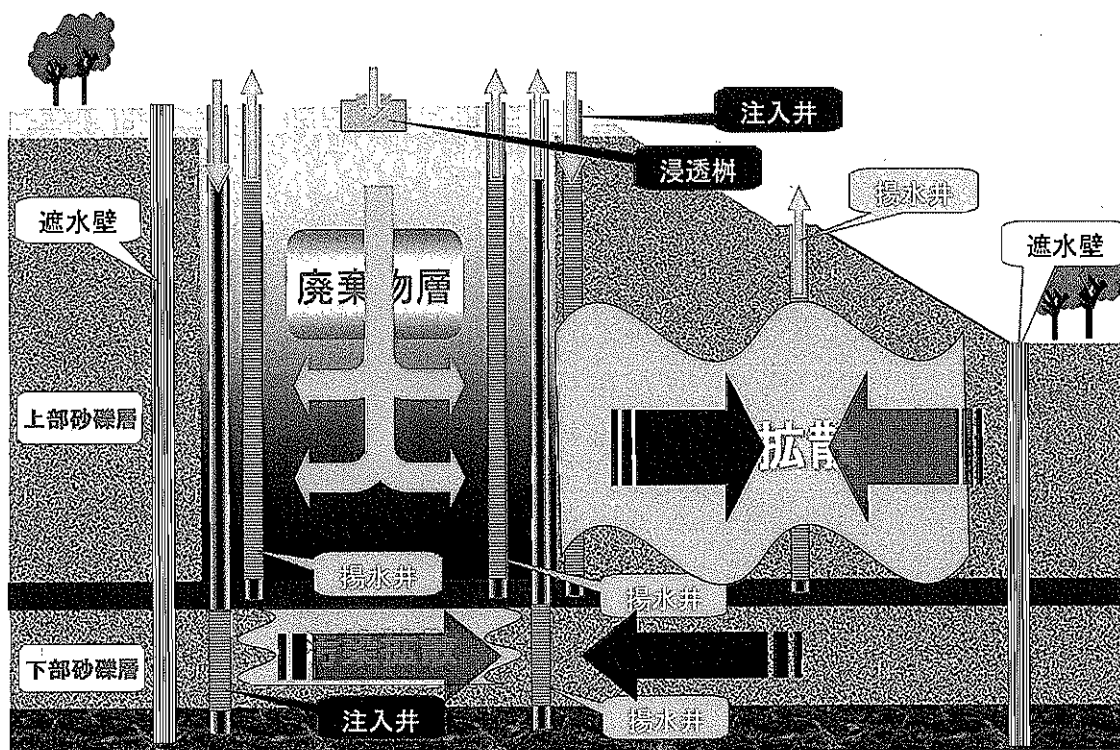


図1 揚水循環浄化の概念図

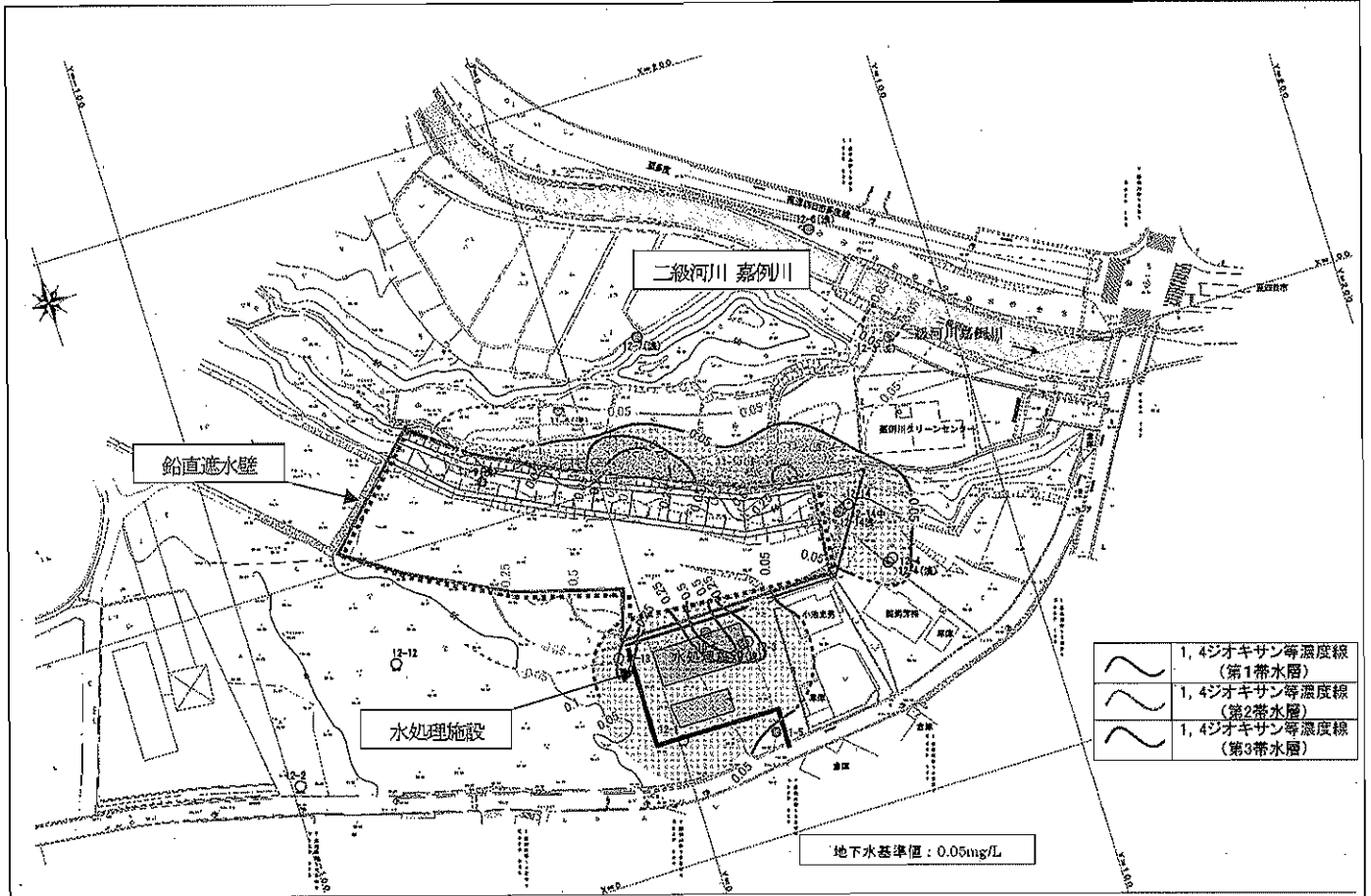


図2 遮水壁外帯水層別の1,4-ジ オキサンによる汚染状況

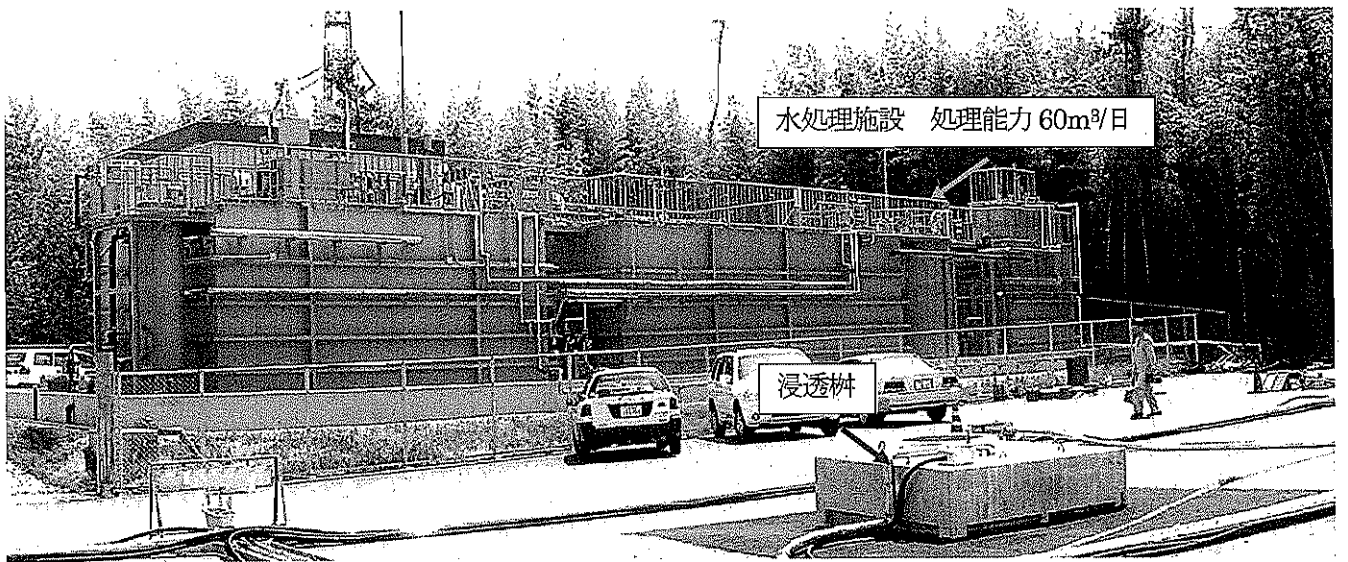


写真2 水処理施設

7-2 桑名市源十郎新田事案

1 これまでの経緯

(1) 概要

員弁川左岸河川敷の旧産廃処分場跡地及びその近傍（いずれも砂利採取跡地）から廃油が河川に浸出し、また、旧処分場等の廃油中に高濃度のVOC、PCBが含まれていることが判明した事案。

- ①原因者 : 調査中
- ②時期 : 調査中
- ③場所 : 桑名市大字五反田字源十郎新田地内（河川区域内）
- ④規模（面積等） : 約10,000m²
- ⑤不適正処理の内容 : 有害物質を含む廃油やPCB廃棄物の埋立
- ⑥支障等の状況 : 廃油の河川への浸出が一部確認されているほか、VOCやPCBを含む廃油が地下水や員弁川に流入した場合には、水道水源や内水面漁業に支障を生じるおそれがある。

(2) 現状（背景）

土壌等の汚染状況調査では、旧処分場内の油層や土壌中には高濃度のPCBやVOCが存在していますが、地下水や員弁川の汚染は確認されていません。

汚染箇所の下流約250mに桑名市の水道水源があり、現在、桑名市では、汚染箇所直近の井戸からの取水を停止しています。

緊急対策として、本年4月には鋼矢板の設置工事を実施し、油流出防止の強化等を行うとともに、定期的な地下水等の水質検査を継続しています。

(3) 課題

緊急対策（鋼矢板設置、緊急的な廃油抜き取り）に引き続き、効果的で早期に完了できる対策工法（恒久対策）の検討が必要です。

2 平成23年度（今後）の取組内容（取組方針）

- (1) 緊急対策としての鋼矢板の設置と併せ、旧処分場内の油層が厚い箇所から油回収を継続するとともに、追加的な調査や定期モニタリングを実施します。

また、汚染源を調査するため電気探査等による地中調査を実施するとともに、関係者のヒアリングを実施し、事実関係の把握や原因者等の調査を行います。

- (2) 恒久対策について、県土整備部河川管理部局と連携し、効果的な対策の検討を進めていきます。

【参考：主な経緯】

昭和 42 年頃迄	A 社が砂利採取を実施（土地所有者聞取）
昭和 48 年 7 月	B 社が土地貸借し、その後、焼却灰等の埋立を開始
平成 5 年 3 月	B 社が埋立を終了
平成 6 年 1 月	B 社が「産業廃棄物最終処分場の閉鎖完了報告書」提出
平成 19 年 9 月	員弁川、藤川の合流点で河川への油浸出が確認された。
平成 19 年 10 月	B 社に対する報告徴収 ①処分場の構造・処分した廃棄物について ②埋立物に起因する汚染状況の調査実施
平成 20 年 12 月	B 社による流出防止暫定措置（矢板、油回収井戸等）が完了
平成 21 年 11 月	B 社が調査報告書提出
平成 22 年 4 月	県が緊急的に集油管からの油回収作業を定期的にも実施
平成 22 年 10 月	油に PCB が含まれていることが判明 桑名市の水道水源である 5 号井の取水を停止するとともに、水質検査を強化
平成 22 年 11 月 ～12 月	汚染状況を把握するため地質調査、土壌分析、水質分析を実施
平成 22 年 12 月 ～1 月	学識経験者からの分析結果についての意見聴取 緊急対策の基本的な考え方等について、学識者からの意見聴取
平成 23 年 2 月	桑名市長らが、県に対して汚染の除去等を要望
平成 23 年 4 月	油拡散を防止するための鋼矢板設置工事を実施

桑名市源十郎新田事案周辺見取図

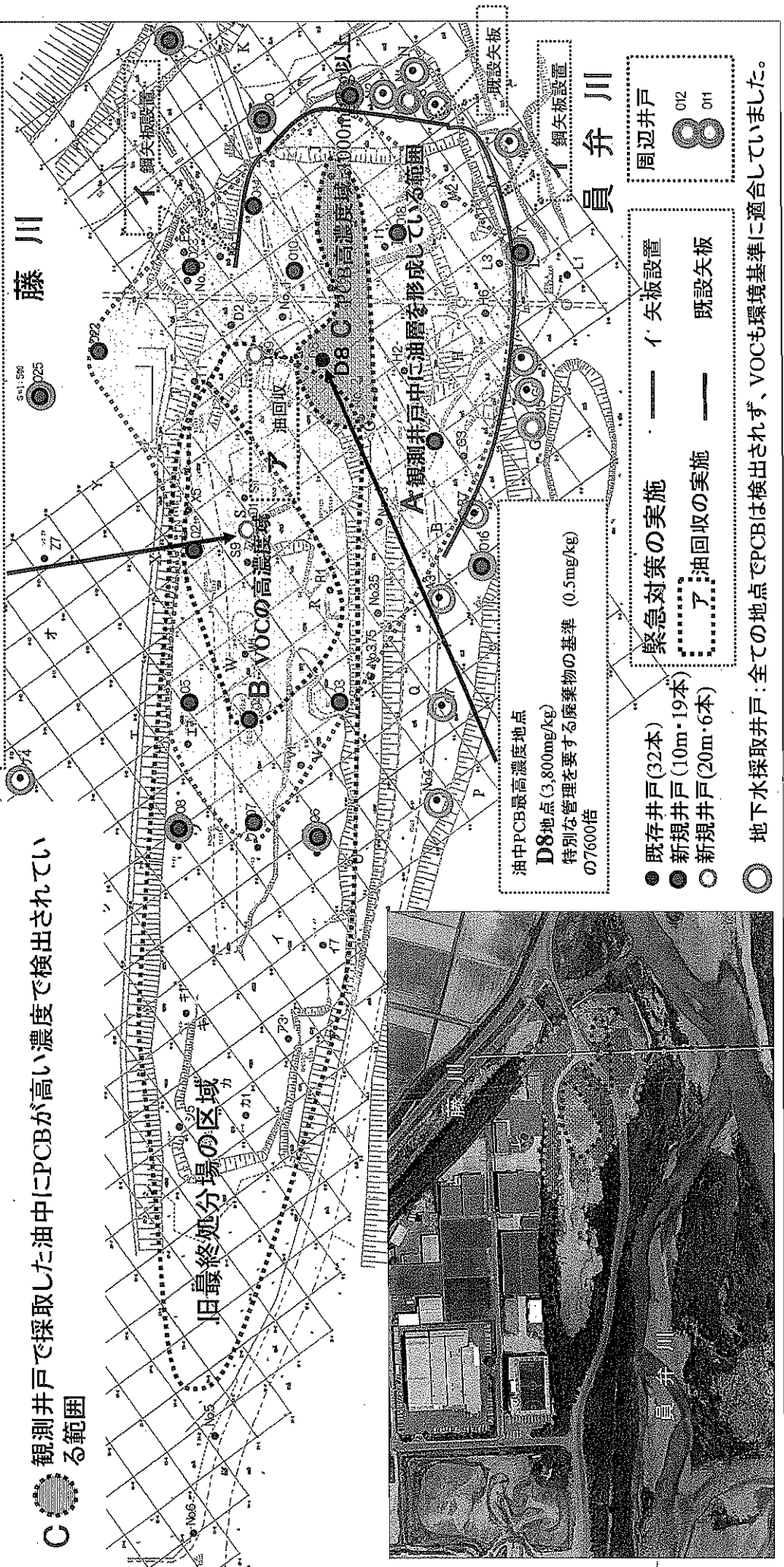


桑名市源十郎新田事業に係る環境調査結果の概要と緊急対策

- A** 土中に油が確認され、観測井戸中に油層を形成している範囲
- B** 観測井戸で採取した油中にVOCが高い濃度で検出されている範囲
- C** 観測井戸で採取した油中にPCBが高い濃度で検出されている範囲

土壌環境基準超過高濃度地点(溶出試験)

ジクロロメタン(深度6m)	4.1mg/L(環境基準0.02mg/L):環境基準の205倍
トリクロロエチレン(深度8m)	2.1mg/L(環境基準0.03mg/L):環境基準の70倍
テトラクロロエチレン(深度4m)	0.041mg/L(環境基準0.01mg/L):環境基準の4倍
1,2-ジクロロエタン(深度4m)	0.12mg/L(環境基準0.004mg/L):環境基準の30倍
1,1,2-トリクロロエタン(深度6m)	0.87mg/L(環境基準0.006mg/L):環境基準の145倍
ベンゼン(深度6m)	4.5mg/L(環境基準0.01mg/L):環境基準の450倍



7-3 四日市市大矢知・平津事案

1 これまでの経緯

(1) 概要

四日市市において、昭和56年から平成6年にかけて産業廃棄物処理業者が安定型最終処分場の許可面積・容積を超えて産業廃棄物の不適正処理を行ったため、廃棄物の飛散流出及び雨水による有害物質の浸出のおそれがある事案。

- ①原因者 : (有)川越建材興業 代表取締役 館昭美 (現在、清算法人に移行) (四日市市大字羽津戊 746 番地 17)
- ②時期 : 昭和56年3月から平成6年10月
- ③場所 : 四日市市大矢知町字大谷 3074-1 ほか
- ④規模 (面積等) : 許可面積: 58,854m²、容積: 1,320,000m³
(投棄面積: 94,781m²、容積: 2,621,000m³)
- ⑤不適正処理の内容: 許可面積及び容積を超過した処理
- ⑥支障等の状況 : 直ちに周辺への影響のおそれはないが、雨水による有害物質の浸出や廃棄物の飛散・流出等のおそれがある。
- ⑦支障等の除去対策: ア 廃棄物の飛散流出防止対策
イ 雨水浸透抑制のための覆土及び管理
ウ 雨水排除のための排水路等の整備及び管理

(2) 現状 (背景)

原因者に対し覆土や雨水排水対策等を講じるよう、平成19年1月に措置命令を発出するとともに、平成20年10月からは地元・学識経験者・行政 (県) の三者による協議を開催し、これまでに延べ10回の協議を重ねてきています。

その間、平成22年2月23日には、知事が地元を訪れ、地元代表者との面談及び現地視察を行い、これまでの県の対応などについて陳謝しました。

また、12月24日には、地元四日市市長立会のもと、地元代表者と知事との間で廃棄物の飛散流出防止対策や覆土及び雨水排水対策等の「対策工法の骨子案」を中心とする基本合意書を締結しました。

(3) 課題

基本合意書を土台として、地元四日市市を加えた「四者協議」により、対策工法の具体的な内容や跡地利活用方法等についての検討を進める必要があります。

また、原因者による措置命令の履行が見込まれないことから、県の代執行も視野に入れて産廃特措法に関する対応 (法の延長要望 (法期限: 平成24年度末)) 等を進める必要があります。

2 平成23年度（今後）の取組内容（取組方針）

- (1) 地元要望に基づく補完的調査（地下水位・降雨量連続測定調査等）を継続するとともに、平成23年度内を目途に「四者協議」において対策工法の具体的な内容等についての協議を進めます。
- (2) 原因者に対しては、今後も引き続き措置命令の履行指導を行うとともに、排出事業者及び土地所有者についての調査とその責任追及を実施します。

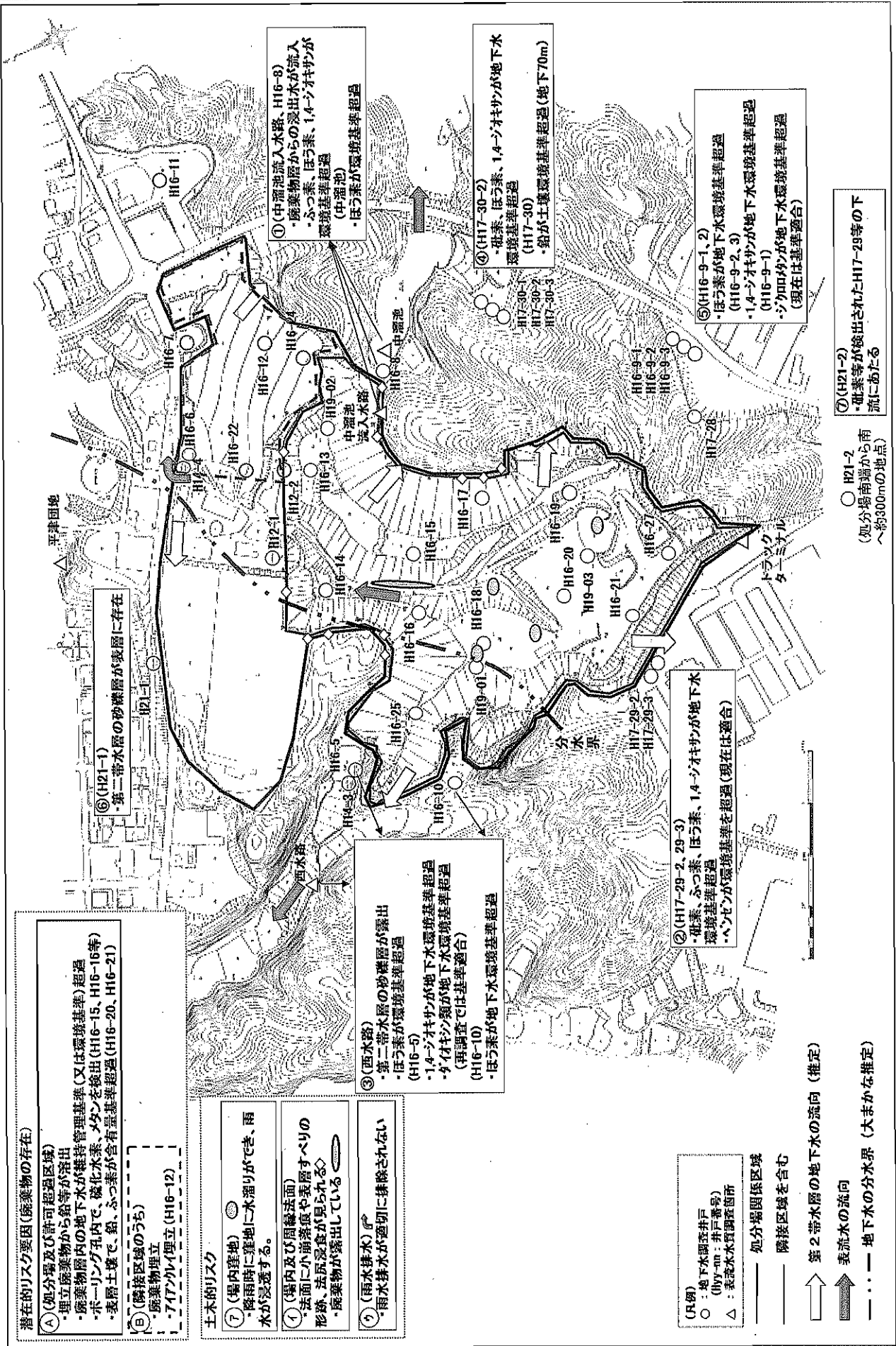
【参考：主な経緯】

- 昭和56年3月 (有)川越建材興業が四日市市大矢知町及び平津町内で処分業を開始
- 平成2年2月 産業廃棄物処理施設（構造規模の変更）届出書を提出
(届出面積:58,854m²、届出容積:1,320,000m³)
- 平成6年10月 許可期限(5年毎の更新制)終了(平成6年3月及び8月の改善命令を履行しないため、更新を認めず)
- 平成16年6月 安全性確認調査に着手
- 平成18年1～5月 第1～3回安全性確認調査専門会議を開催
- 平成19年1月 (有)川越建材興業及び館昭美(代表者個人)に対し、「覆土・雨水排水対策」等の措置命令を発出
- 平成19年7月 特定産業廃棄物事案に関する調査検討委員会により「行政検証」を開始(第1～10回:～平成21年1月)
- 平成20年10月 地元・学識経験者・行政(県)による三者協議(第1回)を開催
- 平成22年2月23日 大矢知地区・八郷地区合同会議及び合同視察(地元代表者と知事との面談)
- 平成22年12月24日 基本合意書締結式(知事と地元代表者、立会:四日市市長)
- 平成23年3月 地元・学識経験者・市・県による四者協議(第10回)を開催

四日市市大矢知・平津事業(航空写真)



四日市市大矢知・平津町事業 リスク箇所平面図 (平成23年3月28日現在)



7-4 (有)城南開発興業最終処分場関係

1 これまでの経緯

(1) 概要

最終処分場へ埋立が認められていない廃棄物が埋め立てられており、また、廃棄物層から有害物質が検出されたため、木津川を汚染するおそれがあるとして地元住民や下流域の住民がこれらの廃棄物の撤去を求めています。

- ア 処分場設置者 (有)城南開発興業 代表取締役 樋口文三郎
伊賀市長田字タタラヤ3782番地の1
- イ 施設の種別 産業廃棄物最終処分場(安定型)
埋立面積 62,863m² 埋立容量 335,521m³
(残余容量約170m³、平成18年4月以降産廃の搬入はなし)
- ウ 設置届出年月日 昭和54年1月23日
- エ 設置場所 伊賀市長田字切阪3901-1
- オ 不適正処分の内容
木くずの埋立、大きな廃プラスチック類の埋立、金属くずの埋立
- カ 支障等の状況
処分場放流水、周辺地下水及び下流水路等の水質調査結果では異常なし

(2) 現状(背景)

平成17年3月、事業者が処分場の増設許可(埋立面積18,685m²、埋立容量210,000m³増加)を申請したことを契機に地元住民(伊賀市長田地区ほか)が事業者及び県を相手に公害等調整委員会へ調停を申請しました。

また、平成18年3月に事業者が実施したボーリング調査において、当該処分場に埋め立てることのできない木くずが広い範囲で混入していることが確認されたため、平成18年11月24日付けで処分場増設許可申請については不許可としました。

ボーリングコアからは有害物質(PCB及び鉛)が検出されていますが、これまでの地下水等の水質モニタリング調査では周辺環境への影響は確認されていません。

地元住民はこれまで、違法に埋め立てられた廃棄物(木くず)の撤去や産業廃棄物処理業の不許可等を求める要望や議会への請願を行ってきました。

公害調停は昨年7月に不調に終わり、その後、県は産業廃棄物処分業更新許可申請を不許可とするとともに、違法埋立物（木くず）の撤去を指導しています。

これに対し、事業者は当該不許可処分について国へ行政不服審査請求を行っています。（平成18年11月の施設増設に係る不許可処分についても行政不服審査中）

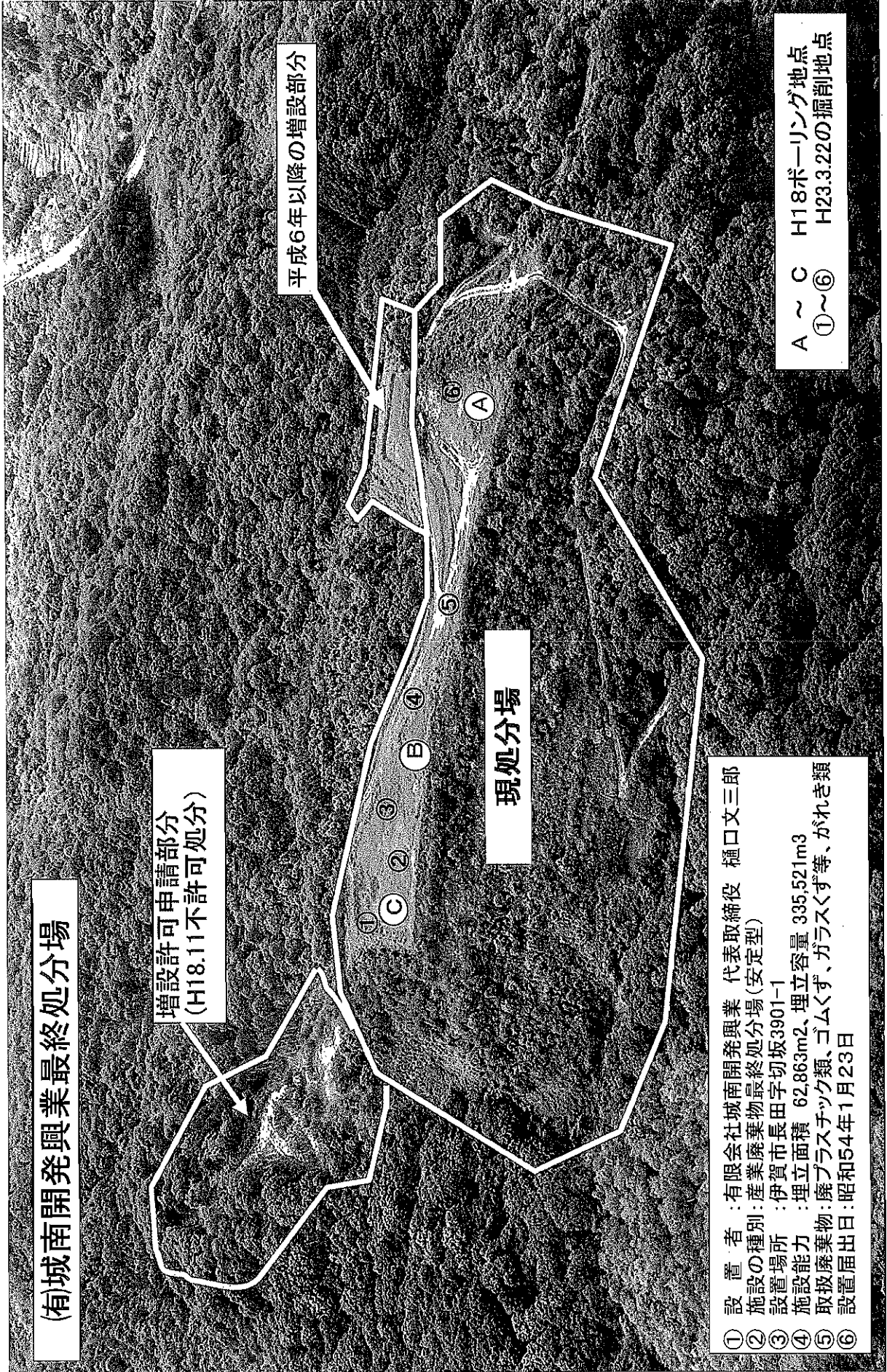
（3）課題

- ① 現時点では周辺への生活環境保全上の影響は出ておりませんが、処分場内に木くずの混入が確認されていることから、今後、それについて対応していくことが必要です。
- ② 一方、住民の違法埋立物の全量撤去の要望活動は地元自治会住民のほか、隣接府県の住民も加わった「木津川流域水質ネットワーク会議」が結成されるなど広がりを見せています。

2 平成23年度（今後）の取組内容（取組方針）

現在、平成6年以後の増設部分について追加的ボーリング調査を実施中であり、この結果も勘案して事業者に対して強く指導をしていきます。

今後は、地元（伊賀市長田地区）住民との連絡会議等を通じて情報交換を密にしていくとともに、引き続き、水質モニタリングの実施により周辺的生活環境保全上の支障の発生の有無について確認していきます。



（有）城南開発興業最終処分場

増設許可申請部分
(H18.11不許可処分)

平成6年以降の増設部分

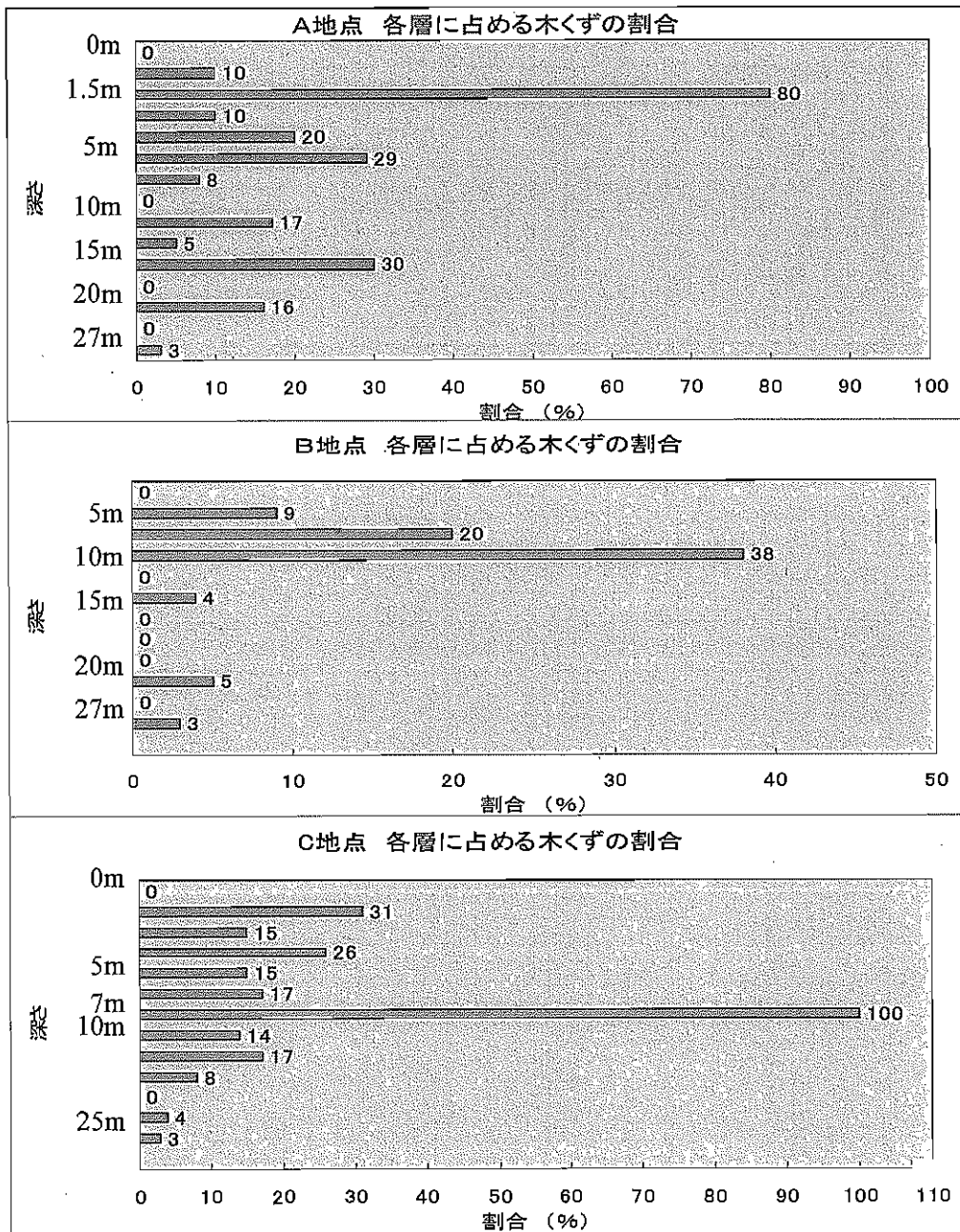
現処分場

A ~ C H18ボーリング地点
① ~ ⑥ H23.3.22の掘削地点

① 設置者：有限会社城南開発興業 代表取締役 樋口文三郎
 ② 施設の種別：産業廃棄物最終処分場(安定型)
 ③ 設置場所：伊賀市長田字切坂3901-1
 ④ 施設能力：埋立面積 62,863m²、埋立容量 335,521m³
 ⑤ 取扱廃棄物：廃プラスチック類、ゴムくず、ガラスくず等、がれき類
 ⑥ 設置届出日：昭和54年1月23日

ボーリング（平成18年3月実施）コアの分析結果

1 各層に占める木くずの割合



2 有害物質分析結果（溶出試験）

掘立地表からの深さ	掘立物の種類	掘立時期	有害産業廃棄物の掘立基準を超えた有害物質						有害産業の掘立基準
			A地点		B地点		C地点		
			鉛	PCB	鉛	PCB	鉛	PCB	
表層	主に建設廃材、H18.3までシュレッダーダストを含む	H元年以降	ND	ND	ND	ND	ND	ND	鉛:0.3mg/L以下 PCB:0.003mg/L以下
5m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
10m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
15m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	
20m層	主にシュレッダーダストと指定される廃プラスチック	S63年以前	2.3	0.0039	0.81	0.0006	0.57	0.0006	参考:土壌環境基準 鉛:0.01mg/L以下 PCB:検出されにくいこと
25-30m層			ND	ND	ND	ND	ND	ND	

備考
 ※1 調査は、H17.9～H18.4に実施。
 本表は、県で実施した検査結果に事業者、伊賀市が実施した結果を追加して作成
 ※2 表中のNDは、検出限界以下を示す